クラウドファンディングに係る制度整備に関する意見について

平成26年2月 消費者委員会

新規・成長企業に対するリスクマネーの供給促進策としてのクラウドファンディング(1)について、以下のような規制緩和が金融庁において検討されている(2)。

| 非上場株式やファンド持分の募集等のうち、インターネットを通じて行われる少額のもの(3)のみを仲介する者につい | て、財産規制(4)等を緩和する

- 1 新規・成長企業等と資金提供者をインターネット経由で結び付け、多数の資金提供者から少額ずつ資金を集める仕組み
- 2「金融審議会 新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ報告」(平成25年12月25日)
- 3ワーキング・グループ報告では、「少額の範囲としては、「発行総額1億円未満かつ一人当たり投資額50万円以下」とすることが考えられる。」としている。
- 4現在は、第一種金融商品取引業者については5千万円、第二種金融商品取引業者については1千万円の最低資本金等の規制がある。

規制を緩和するに際しては、投資者を保護するための十分な措置が講じられるべきであり、金融庁に対し、以下の点に 留意し、消費者被害を防止するための適切な措置を講じることを求める。

(規制緩和への懸念)

(必要と考えられる措置)

詐欺的な行為に悪用されることや反社会的勢力に利用される。



健全かつ適切に仲介者の業務を行うことができるように参入要件を定める。

少額の条件(発行総額1億円未満かつ一人当たり投資額50万円以下)を逃れるために、複数のファンドの形式をとって扱う発行者や仲介者が出てくるおそれがある。



悪質な事業者に濫用されないように要件設定を工夫する。

非上場株式やファンド持分については、上場株式の場合と比較すると、投資判断のための情報が少ないため、価値判断がより難しく、また、資金の運用が適切に行われているかどうかを知る手段も限られている。



虚偽又は事実に反するような情報が掲載されないように、発行者には正確な情報を提供する責任を、仲介者には情報の 正確性を確保する責任を明確にして、違反行為には刑事罰 や民事の賠償責任を課す。



投資者が、非上場株式やファンドへの投資の意義・特質、流動性リスクやデフォルトリスクを十分に理解した上で投資判断しているのかを仲介者が確認する措置を講ずる。

仲介者や発行者が詐欺的勧誘の手段としてクラウドファンディングを悪用したり、仲介者が消費者に別の投資勧誘をする。



電話・訪問による不招請勧誘は禁止する。

インターネットを利用した資金集めは、海外の事業者や詐欺グ ループにも容易に利用でき、送金してしまうと被害回復が著し 〈困難となる。



被害を招かないような措置を検討する。